

令和4年第6回与論町議会臨時会

会 議 録

令和4年11月28日

与 論 町 議 会

令和4年第6回与論町議会臨時会会議録

令和4年11月28日(月)午前10時00分開会

1 議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年与論町一般会計補正予算(第5号))

第4 議案第65号 令和4年度与論町一般会計補正予算(第6号)

2 出席議員(10人)

1番 南 有 隆 君

2番 原 栄 徳 君

3番 林 敏 治 君

4番 林 隆 壽 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 福 地 元 一 郎 君

7番 大 田 英 勝 君

8番 野 口 靖 夫 君

9番 沖 野 一 雄 君

10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員(0人)

欠員(0人)

4 地方自治法第121条による出席者(6人)

町 長 山 元 宗 君

副 町 長 久 留 満 博 君

総務企画課長 町 本 和 義 君

町民生活課長 龍 野 勝 志 君

商工観光課長 松 村 靖 志 君

環 境 課 長 大 馬 福 徳 君

5 議会事務局職員出席者(2人)

事 務 局 長 町 健 司 郎 君

書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前10時00分

○
○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和4年第6回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番、原 栄徳君、6番、福地元一郎君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

○
日程第3 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第5号))

○議長（高田豊繁君） 日程第3、承認第7号 専決処分の承認を求めるところについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第5号))を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第7号、専決処分の承認を求めること（令和4年度与論町一般会計補正予算（第5号））について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応に係る事業経費を令和4年度与論町一般会計補正予算第5号として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費1億2970万8000円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費5970万円を追加しております。

次に歳出としまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費5970万円、子育て世帯臨時特別給付事業費4530万円などを追加しております。

歳入歳出予算にそれぞれ1億4194万4000円を追加し、一般会計予算総額56億1037万7000円となっております。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

- 5番（喜山康三君） 専決処分されていますので、これの内容についてお尋ねいたします。このプレミアム商品券の支援事業が4425万円の財源構成になってはいますが、これは与論町民の個人を対象にしていると思うのですが、当初の予定人数は何名を予定されていて現在何名受け取っているかなということですがどうかですか。
- 議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。
- 商工観光課長（松村靖志君） ただいまのご質問にお答えいたします。プレミアム商品券のほうは町民一人一冊ということで計算しております。5100名分購入しておりますが、今月末までですが現在90%以上は販売しております。
- 議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。
- 5番（喜山康三君） あとの10%はどのような理由で受取がされていないのか、またその全町民に対しての、これを周知するためにね、どのようなことをされるつもりか。前もこれされていると思いますけど、前回の取得率と言いますか利用率はどのくらいでしたか。それも合わせてお願いします。
- 議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。
- 商工観光課長（松村靖志君） 前は89%だったのですが、今回は90%ということになっておりますが、今月いっぱい明後日までなのですが残り10%が販売されていないのですがそちらも今総務企画課のほうとも相談しまして返納するかもちょっと考えて販売するかを考えているところです。以上です。
- 議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。
- 5番（喜山康三君） できるだけ掘り起こしを行ってですね、該当者はだいたい把握されているとは思いますが、町の担当のほうから積極的にそういう取られていない方、ど忘れした方もいらっしゃると思うのですよね、そういう方についての配布が出来るように努めてもらえますようお願いいたしますね。できれば期間延長をしてできるだけ恩恵を受けられるようにしてあげてください。以上です。
- 議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。
- 9番（沖野一雄君） 予算書の体裁について、お尋ねというかお願いします。7ページと9ページなのですが時間的な都合もありますので一括して申してみたいと思います。総務企画課長からでも良いですし、主管課長からでも結構です。まず7ページの体裁の部分です。民生費の社会福祉費の右下の節の18節と19節の扱い方、19節に今度町長からも主な事業ということで説明がありましたけど国庫補助の価格高騰緊急支援給付金5920万円を19節の扶助費ということで上げていますが例えば4号補正、今専決されたのは5号補正だけど、4号補正では非課税世帯給付金ということで同じように国から1700万円あったわけですがこれは18節の負担金、補助及び交付金の中の交付金という形で計上されていたと思うのですが、なぜこの事業はあえて扶助費に上げたのですか。私もちょっと調べてみたのですが、18節の交付金のところで上げるべきだと私は思うのですが、そこをどう考えるかというところが1点、要するに節の管理の仕方ですね、ちょっと細かいのですが。18節なのか19節なのか、私は18節の交付金のところで計上するべきだと考えますがいかがでしょうかというところが1点、次9ページの一番下のところなのですが、目を見ていただくとわかります。17目、19目、20目あるわけですが、17、19、20は今度この専決

で新しく設定された目ですよ、目の予算を計上しているわけですよ、補正前の額はゼロです。なぜ18目を飛ばして、19、20なのかということ、連番で管理するべきではないですかということ。それが2点目ですね。それから右側のほうを見ていただきますと、今申し上げた17目19目20目の右側のほうの節の説明のところを見てみますと、全て町単独補助金というふうになっていますね、3つとも。コロナ関係も町単独補助金というふうには計上しています。としながら国県支出金のところにちゃんと特定財源がしっかり上がっていますよね、数字が。これは本来国庫補助がある分については当然国庫補助であるし国庫をとまなう県補助金であれば別の書き方もあるかもしれませんが、町単独というところでは予算管理上の言葉の使い方として適切ではないように思うのですが、そもそも町単独補助金というのは国等からの補助金等を受けずに町独自で実施する事業のことと私は理解しているのですが、このあたりの管理の仕方、款項目の目節については款項が議決項目です。なので我々の関与は款項で十分だという考え方もありますけれども、しっかりこういった予算管理の仕方をしっかりわかっていただかないといけませんので、何度も事あるごとに口を酸っぱくして申し上げてきましたけれども、しっかりその通し番号でやるやり方、ただ節については27節、昔は28節だったのですが今は賃金が無くなりましたので27節なのですが、これだけは絶対変えてはいけません。27節の番号を変えてはいけません。言葉も変えてはいけません。ただ他のところはしっかり連番で効率良く管理していくというのが予算書の作り方の提要というか基準ルールになっていますので、そこをしっかりとわかっていただけないというのが印象なのですが私が申し上げた3点について説明を求めます。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

----- ○ -----
休憩 午前10時12分
再開 午前10時20分
----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。1番目の質問であります、住民非課税世帯等臨時特別給付金の節における扶助費の件でございますが、これにつきましては県のほうから監査を受けまして給付金事業に関しましては扶助費で出すべきだということで指摘を受けたということで今回につきましては、価格高騰緊急支援給付金5920万円は扶助費で支出ということで計上しております。以前4号補正では負担金のほうで出しましたが、それは次の12月定例議会で補正を構成しなすということで提出させて頂きたいと思っております。次の9ページの16、17、19、20ということで18目が抜けていることですが、これは当初18目に商工観光事業のほうで地場産品地消拡大支援事業費ということで目を設定してございましたけれども途中で国のほうに申請を上げたところ事業が難しいということで一度予算化をゼロにしておいた形状からちょっとこの予算には出ないわけでございますけれども、そういった関連でいまちょっと18目が抜けたということでございますので、これにつきましては相談しながらあとで差し替えを提出させてい

ただければなど思っております。それから町単独補助金というふうに3つ計上しております。これにつきましては商工観光事業者等 DX 化推進事業、コロナに配慮したイベント誘客事業、新しい観光スタイル転換支援事業ということで町単独補助金ということで町単独補助金ということでこうゆうふうにながら国庫支出金に計上されているのかという御質問でございますけれども、いったんこれにつきましては国からですね新型コロナ交付金事業を町が受けてそれから観光協会に補助金として町単独ということで補助金を出す形状から町単独補助金ということで計上させていただいております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 9ページの町単独補助金とは何ぞや、あるいは国庫補助金とは何ぞや県単補助事業とは何ぞやというところの定義もあるかと思っておりますけれども、細かいことは言いません。町単独というのは例えば、国県から補助金を受けながら補助事業としてやって、それプラス町が独自に一般財源をつけてやるのも町単独事業として良いのですよ。同じ事業名であっても。そういう例外的な措置もあるわけですが、そのあたりしっかり加味しながら間違えのないような管理の仕方をお願いします。まあ連番のところは良いでしょう。最初の18節なのか19節なのかというところ、私も疑問があったものでインターネットで他の大きい市町村の例も予算書も見れるところは見ましたけど、この価格高騰緊急支援給付金、例えばこれは電力とかガスとか食料品とか高騰に伴う国からの家計負担が大きい低所得者に対する給付金ですよね、これは私が調べた限り他の大きな市町村は全部18の負担金、補助及び交付金で上げています。これは鹿児島県の解釈がもしかしたら間違っているかもしれない。でもそれは管理の仕方だから。先ほど言ったように目節というのは執行科目、あるいは行政科目といって議会の議決には効力を及ぼさないものですので、いわば参考資料ですので細かいところは申し上げませんが、そういう18節の管理の仕方、19節の管理の仕方というのは一定の基準がありますので総務省から示された基準がありますので、それに基づいてしっかり管理していただければ結構かと思っております。もしまた再度調べていただければ必要であれば差替でも出して頂ければ結構です。以上で終わります

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって承認第7号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号、専決処分承認を求めるところについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第5号))を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第5号))は、承認されました。

----- ○ -----

日程第4 議案第65号 令和4年度与論町一般会計補正予算(第6号)

○議長（高田豊繁君） 日程第4、議案第65号 令和4年度与論町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第65号 令和4年度与論町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金3100万円を追加しております。次に歳出の主なものとしまして、最終処分場運営費3100万円を追加しております。

歳入歳出予算にそれぞれ3100万円を追加し、一般会計予算総額56億4137万7000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 7ページの最終処分場建屋移設ですが、最終処分場の建屋の移動ってこれではちょっとわからないのですが出来ればちょっと説明書を添えて欲しかったのですが、説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 図面や詳細を付ければ良かったのですが約400、縦かける横で20メートル、深さが5メートルくらいの最終処分場のプールの上にかかっている建物が建屋ということで今明記しておりますが、上に乗っかっている建物自体のことを指しております。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 簡単な話が長四角の穴があって片隅ずつから少しずつそれをいわゆる処分した灰を埋めていくわけですね、そう理解しているのですが、それが埋まるたびにその建屋を移動していくと理解してよろしいですか。それと、これは今後何回くらいこの移動は考えられるのですか。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） これは今9年目になるのですが、当初計画が二つ同じプールを作って、一つがいっぱいになるとその上のものを横のプールに移すという当初計画に沿ってやっているのですが、当初は7年半でいっぱいになる予定だったのですが

9年もっているということで今年移設をしております。プール二つをワンセットで作っておりますので今回の計画はこれで終わりになります。そして8年か9年後にまた新しいものをつくってやるか、また別の処理方法を考えるかという風になると思うのですが今回はこれで第一段階は終わりということですので。今後はまた同じようにプールを二つ作って同じようにやっていくかというふうなことになるかと思えます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 処理した灰は経年で結構堆積が減っていくということも聞いているのですが現在移動するにあたってプールの満杯率といいますか、その辺はどの程度きているかわかりませんが、いわゆる灰の中のいわゆる物についてのどういう具合になっているかというのは、どういう物が多く含まれているかとかですね、灰の容積をもう少し少なくする方法対策とか他の方法が無いかということについては検討されたことはあるのかどうか。これも今のうちに検討しておくことによって、プールの使用年数もある意味増えるわけですので、その辺についての検討とか今からまた9年後になったら満杯で、9年後になる前に新しいプールの建設を始めないといけないわけですね、だからそれもですけどそれに見合った形の灰の処分の在り方について新たな技術開発もあるのではないかと思うのですが、この辺についてはどのような調査研究がされていますか。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 今ご指摘にあった灰の総量とかをどうしていくかということに関しては、当初計画では7.5年で満杯になる計画で15年で2基が埋まるという計画だったのですが、その中には陶器とかガラスとかそういう安定の処理型のゴミが含まれておりました。その分は別に埋め立てても有毒物質は流れ出ないということで、そちらのほうは埋立のほうに回してですね、その分7.5年が今9年に延びている状況です。今後この灰に関しては町独自で実験をしてみようと考えております。コンクリートに混ぜて水のバケツなりプールにこう沈めていて、そこから有毒物質が染み出ないかというのをちょっと実験してみたいと思います。出ないのであれば今コンクリートを大まかに概算してですね、1立米3万くらいとしまして、年間実質の灰が、ゴミの処理量が2000トン弱ありますけどそれに対して灰は160トンくらい出ます。それに対して160かける3000ということで480万、約500万ということでこれが可能になれば年500万くらいで処理ができるような感じになりますので500かける15年として7500万くらい、建設と処理費の比較をした上で安全性が確かめられればそういう方向性に向けて進んでいっても良いかなと私個人は考えています。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 工事の進め方なのですが、今ある建屋を解体して隣に移すわけですね、灰がいっぱいになったところはそのままになりますよね、それは前もってちゃんと埋めないといけないと思いますがその点は考慮されてやっているのですか。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 今建屋をジャッキアップして今空になっている隣のプールの上にレールを引いて移動して行ってそこにまた固定するわけですが、その避けた後の

灰が溜まっているところは整地してガス抜き管とかを繋ぎなおして環境対策をした後にコンクリートで蓋をします。その上は小型家電とかいろいろなゴミの一時置き場として利用する予定です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第65号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、令和4年度与論町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、令和4年度与論町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第6回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 原 栄徳

与論町議会議員 福地元一郎